

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

愛 知 県		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		—	
1,784 千円			
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 3～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 4～25%		・管理職加算 10～25%	

備考 ()内は、暫定再任用職員に基づく短時間勤務職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(愛知県)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

愛知県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,647 千円	23,216 千円			

備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		23,507,125 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		372,431 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	48 人	20 %
医師	16 %	70 人	16 %
東京都府中市	15 %	1 人	15 %
刈谷市、豊田市、日進市	8.5 %	6,061 人	16 %
名古屋市、豊明市	8.5 %	15,040 人	15 %
西尾市、知多市、知立市、清須市、みよし市、長久手市	8.5 %	4,722 人	10 %
岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町	8.5 %	22,848 人	6 %
豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、大口町、扶桑町、飛島村、阿久比町、東浦町	8.5 %	11,901 人	3 %
その他の県内市町村	8.5 %	2,971 人	0 %
宮城県仙台市	6 %	1 人	6 %
岐阜県岐阜市	6 %	1 人	6 %
石川県金沢市	3 %	7 人	3 %
上記以外の市町村	0 %	15 人	0 %
平均支給割合	8.5 %	—	8.55 %

備考 1 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

2 「平均支給割合」は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている職員に当てはめて加重平均し算出した率です。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	3,033,113 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	117,942 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	40.7 %
手当の種類（手当数）	18手当

備考 1 手当支給職員の割合は令和5年4月の状況です。

2 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したものです。

● 具体的な特殊勤務手当の種類（別紙「特殊勤務手当一覧表」へ）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	14,106,702 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	576 千円
支給実績（令和4年度決算）	13,938,940 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	569 千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)です。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【扶養親族のある職員に支給】 ア 配偶者6,500円 イ 子10,000円 ウ 父母等6,500円 (高校生及び大学生等の子については1人につき5,000円加算)	同	—	6,224,541 千円	257,266 円
住居手当	【自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給】 ア 家賃が月額27,000円以下 …家賃の月額－16,000円 イ 家賃が月額27,000円超 …(家賃の月額－27,000円) ×1/2+11,000円 ただし、支給限度額28,000円	同	—	4,588,338 千円	316,852 円
初任給調整手当	ア【医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に支給】 252,400円 (麻酔科医 416,600円) イ【医師又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前記アに掲げる職を除く)に採用された職員に支給】 51,600円 ウ【獣医師】 30,000円 (支給期間はア、イ 35年、ウ 15年で、一定期間経過後、1年経過することにより一定額を減じて支給)	異	獣医師には支給していない	122,279 千円	653,898 円
通勤手当	ア【通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員に支給】 イ【通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ウ【通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ただし、アイウともに、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く ・交通機関の運賃 … 全額 ・自動車等 … 距離区分に応じて2,400円～35,200円	異	交通機関の運賃 上限55,000円/月 自動車等 距離区分に応じて 2,000円 ～31,600円	7,074,894 千円	126,908 円
単身赴任手当	【異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動後の公署に通勤することが基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常例とする職員に支給】 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員は、交通距離に応じて8,000円～70,000円加算)	同	—	87,056 千円	494,636 円
在宅勤務等手当	【一定期間(3か月程度)以上継続して在宅勤務等する職員に支給】 3,000円	同	—	— 千円	— 円
管理職手当	【管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものに在職する職員に支給】 職責に応じて45,700円～146,400円	—	—	3,709,214 千円	875,021 円
特地勤務手当	【離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給】 (給料の月額+扶養手当の月額) ×4/100～12/100	同	—	10,211 千円	129,253 円
へき地手当	【交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校等並びにこれらに準ずる地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給】 (給料の月額+扶養手当の月額) ×4/100～12/100	—	—	28,613 千円	173,412 円

定時制通信 教育手当	【定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する教育職員に支給】 給料月額に7/100(管理職手当受給者4/100)を乗じて得た額	—	—	138,828 千円	307,823 円
産業教育手当	【農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する教育職員に支給】 給料月額×7/100(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、3/100)	—	—	287,935 千円	324,983 円
義務教育等 教員特別手当	【義務教育諸学校、高等学校等に勤務する教育職員に支給】 適用給料表、職務の級及び号給に応じ2,000円～8,000円	—	—	2,317,783 千円	62,619 円
農林漁業 普及指導手当	【農業、林業又は水産業の普及指導員で要件に該当する職員に支給】 給料の月額×8/100(上限25,000円)	—	—	52,031 千円	265,464 円
宿日直手当	【宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給】 一般の宿日直勤務 1回 4,400円 特殊な勤務(医師等) 1回 5,300円～21,000円 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、50/100を乗じた額	異	特殊な業務 6,100円・7,400円 常直 22,000円 他は同じ	393,155 千円	201,825 円
管理職員 特別勤務手当	【管理職手当を受ける職員等が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給】 管理職手当の支給区分等に応じ、勤務1回につき、 ア 週休日等 4,000円～15,000円(6時間を超える場合は、150/100を乗じた額) イ 平日深夜 2,000円～6,000円	異	ア 6,000円 ～18,000円 イ 3,000円 ～6,000円	22,906 千円	313,781 円
夜間勤務手当	【正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	—	1,644,070 千円	170,688 円
休日勤務手当	【休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	—	745,152 千円	188,694 円
寒冷地手当	【11月～3月の初日に寒冷地に在勤する職員に支給】 ア 世帯主で扶養親族のある職員 …19,800円～29,400円 イ ア以外の世帯主である職員 …11,400円～16,200円 ウ ア・イ以外の職員…8,200円～11,500円	同	—	0 千円	— 円

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給職員数で除したもの(令和5年4月の支給職員がいない場合は「—」)です。

参考 特殊勤務手当一覧表

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所で主として賦課徴収、滞納処分業務に従事する者(管理職手当受給者除く)	賦課徴収、滞納処分の業務	月額 18,000 円
	税務職員（主として県税の賦課徴収、滞納処分業務に従事する者を除く。）	在勤公署を離れて行う賦課徴収、滞納処分、犯則事件の調査の特に困難な業務	日額 1,400 円
		賦課徴収業務のうち、相手方と直接接して行う困難な業務	日額 700 円
取締業務手当	防災安全局消防保安課、東三河総局、県民事務所の職員 警察職員（火薬取締業務のみ）	火薬類取締法、高压ガス保安法に基づく保安検査業務等	日額 260 円
	環境局、東三河総局、県民事務所、環境調査センターの職員	法に基づく公害取締のための立入検査業務等	日額 290 円
	東三河総局、県民事務所の職員	浄化槽検査のための汚物採取業務	日額 270 円
	保健医療局の麻薬取締員	司法警察員としての麻薬取締業務	日額 750 円
	農業水産局水産課の職員	海上で行う漁業取締業務	日額 550 円
実技訓練指導手当	農業大学校の職員（管理職手当受給者除く）で農業の実習指導の業務に常時従事するもの	常時従事する農業の実習指導の業務	月額 23,000 円
	消防学校の職員	消防操法、消防救助操法の指導業務	日額 360 円
社会福祉業務手当	福祉相談センター又は児童相談センターの保健師	児童若しくはその保護者若しくはこれに準ずる者、親族若しくは同居人、通告者又は妊産婦等に接して行う専門的な相談、調査又は指導の業務	日額 950 円
	福祉相談センターの知的障害者福祉司（給料調整額受給職員を除く）	知的障害者等又はその保護者若しくは親族に接して行う相談、調査又は指導の業務	日額 600 円
	福祉相談センターの身体障害者福祉司（給料調整額受給職員を除く）	身体障害者等又はその保護者若しくは親族に接して行う相談、調査又は指導の業務	
	福祉相談センターの心理判定員（給料調整額受給職員を除く）	知的障害者等若しくは身体障害者等又はこれらの保護者若しくは親族に接して行う判定、相談、調査又は指導の業務	日額 430 円
	福祉相談センターの看護師（給料調整額受給職員を除く）	身体障害者等又はその保護者に接して行う医学的判定若しくは補装具の処方若しくは適合判定を補助する業務又は相談の業務	
	福祉相談センターの相談員（給料調整額受給職員を除く）	障害者等若しくはこれらの保護者、親族若しくは同居人又は障害者等を支援する者に接して行う当該障害者等に係る専門的な相談、指導又は助言の業務	
	愛知県医療療育総合センター療育支援センター地域支援課の相談員、保健師、看護師、生活指導員及び保育士（給料調整額受給職員を除く）		
	保健医療局健康医務部医務課、保健所、精神保健福祉センターの職員	精神保健福祉に関する調査、診察、援助業務等	日額 300 円 (医（三）適用者 260 円)
防疫検査手当	保健医療局各課、保健所、医療療育総合センター、衛生研究所、児童相談センターの職員（医（一）適用職員を除く）	感染症の病原体を有する者等の救護や、病原体の付着した物件等の処理の業務	日額 290 円
	保健所、衛生研究所の職員	感染症の病原体検索の試験検査、ふん便検査等の業務	

	支給対象作業に従事する職員	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの病原体汚染区域内で行う家畜の処理等の作業	日額 380 円 (人事委員会が特別な事情があると認める場合にあっては 100 分の 100 加算)
	農業水産局農政部畜産課の職員	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ以外の家畜伝染病に係る防疫の作業	日額 290 円 (人事委員会が特別な事情があると認める場合にあっては 100 分の 100 加算)
	家畜保健衛生所の獣医師	牛海綿状脳症に係る検査のための検体採取の作業	日額 290 円
危険物取扱 手当	保健所、医療療育総合センター中央病院の診療放射線技師等	エックス線等照射の業務	日額 350 円
	上記以外の職員	治療、検査又は試験研究で放射線を使用する業務 (月 100 マイクロシーベルト以上被ばく)	
	保健所、各種研究所等の職員、肥料検査員	毒物、劇物、有機溶剤を使用する試験検査等	日額 270 円 (呼吸用保護具使用 290 円)
	警察職員	爆発物等の処理作業	1 回 5, 200 円
		毒物等の危険物のある区域内での見分等の作業	日額 250 円
		サリン等の特殊危険物質等の処理作業	1 回 2, 600 円 (心身に著しい負担を与える作業 4, 600 円)
		サリン等の特殊危険物質等による被害発生の危険がある区域内の作業	日額 250 円
		夜間の緊急呼出により公署を離れて行う爆発物等の処理等の作業(管理職手当受給職員を除く)	1 回 1, 240 円 (加算)
動物処理手当	保健医療局、保健所、衛生研究所のと畜検査員	とさつ検査等	日額 750 円
	農業総合試験場の職員	と畜を処理する作業	
	保健医療局、動物愛護センターの狂犬病予防員	狂犬病の予防のための犬の検診又は捕獲の作業	日額 290 円
	畜産総合センターの職員	成牛、成豚を管理する作業	日額 230 円
深夜特殊業務 等手当	防災安全局消防保安課防災航空担当の職員	防災業務で深夜に行われる業務	1 回 410～1, 100 円
	保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室の職員	精神保健福祉に関する通報の受付等の業務	
	西三河農林水産事務所(用水管理課岩倉管理所又は細川管理所)の職員	取水作業等で深夜に行われる作業	
	警察職員	捜査等で深夜に行われる業務	1 回 2, 150～7, 300 円
	医療療育総合センター、西三河福祉相談センター、春日井児童相談センター又は愛知学園の看護師、准看護師、看護見習職員、児童指導員、生活指導員、保育士又は現業職員	看護師、准看護師が行う看護、介護等の業務で深夜に行われる業務	
		看護見習職員、児童指導員、生活指導員、保育士又は現業職員が行う看護、介護等で深夜に行われる業務	
死体処理手当	警察職員(検視官)	死体検視等の作業	1 体 3, 200 円
	警察職員(検視官以外)	死体の処理、解剖補助の作業等	1 体 1, 600 円 (解剖補助及び異常死体等の場合 3, 200 円)
	支給対象作業に従事する職員	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するため、死体の取扱いに関する作業(警察職員については上記の作業を除く)	1 日 2, 000 円以内 (心身に著しい負担を与える作業の場合 100/100 以内)

			の加算)
特殊現場 作業手当	衛生研究所、三谷水産高校実習船に乗船する職員	-20℃以下の貯蔵室等の室内における業務・作業	日額 270 円
	あいち産業科学技術総合センターの職員	鋳鉄溶解作業等(3h以上従事)	
	農業総合試験場の職員	温室等の室内における作業等(30℃、湿度 90%以上、4h以上従事)	
	三谷水産高校実習船に乗船する職員	機関室内における作業(40℃以上、2h以上従事)	
	畜産総合センターの職員	不整地又は傾斜地で大型、小型特殊自動車を運転して行う作業	日額 270 円
	水産試験場、三谷水産高校実習船に乗船する職員、警察本部警備部機動隊(潜水隊員)	潜水器具を着用して行う作業	時間 310 円 (潜水深度 20 メートルを超える場合 780 円)
		水温が10℃以下の場合においてウェットスーツを着用して行う作業	上記の額に 150/100 を乗じて得た額
	建設局、建設事務所その他特定課室の職員	10メートル以上の高所の不安定な足場で行う作業	日額 220 円 (30メートル以上の高所作業の場合 520 円)
	建設事務所、港務所の職員	橋脚の基礎工事等において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	日額 220 円
	建設事務所の職員	空気が圧搾された状態において行う工事指導監督	時間 210 円 (気圧が 0.2 メガパスカル以上の場合 560 円)
	建設事務所、農林水産事務所の職員	トンネルの坑内で行う作業	日額 560 円
	建設事務所の職員	供用中の流域下水道の管渠内で行う作業	日額 270 円
用地交渉等 手当	建設局、建設事務所、その他特定課室の職員	用地の取得、補償等に関して面接して交渉する業務	日額 1,000 円 (深夜業務 1,500 円)
	都市・交通局航空空港課の職員	漁業権等の消滅、補償に関して面接して交渉する業務	日額 1,000 円 (深夜業務 1,500 円)
	建設局特定課室、建設事務所、その他特定課室の職員	県有地又は道路等の境界確認に関して現地で交渉する業務	日額 1,000 円
		事業施行に伴って生じる損失補償に関して面接して交渉する業務	日額 1,000 円 (深夜業務 1,500 円)
	建築局公共建築部公営住宅課、建設事務所の職員	県営住宅建替等に関し入居者と面接して交渉する業務	日額 1,000 円
災害応急作業 等手当	建設局特定課室、建設事務所、港務所の職員	重大な自然災害時に河川、道路、港湾等を巡回して監視する作業	日額 710 円(大規模災害の場合、1,080 円) (夜間作業 50/100 加算)
		重大な自然災害時に河川、道路、港湾等で行う応急作業等	日額 1,080 円 (夜間作業 50/100 加算)
	警察職員	重大な自然災害又は事故災害時に災害警備、遭難救助等の作業に従事したとき	日額 840 円(大規模災害の場合、1,080 円) 夜間作業 50/100 加算 危険区域等 100/100 加算 ※同一日に両加算に係る作業に従事した場合は、危険区域等加算のみ

	支給対象作業に従事する職員	重大な自然災害時に災害対策本部が設置された県外の被災地に派遣されて行う災害応急対策業務	日額 710 円（大規模災害の場合、1,080 円） （深夜作業 50/100 加算）
	支給対象作業に従事する職員	原子力緊急事態宣言があった場合で人事委員会が定める区域において行う作業	日額 40,000 円以内
	支給対象作業に従事する職員 （東日本大震災に対処するための特例）	東日本大震災に対処するために帰還困難区域等において行う作業	日額 660 円～13,300 円
多学年学級 担当手当	小学校又は中学校の教諭等（給料調整額・管理職手当受給者除く）	二つの学年の児童又は生徒で編制される学級の授業又は指導の業務	日額 300 円
教員特殊 業務手当	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教(一)の1級・2級、教(二)の1級～特2級の職員	非常災害時における緊急の児童、生徒の保護又は防災、復旧の業務	日額 8,000 円 （甚大な非常災害時 16,000 円）
		児童、生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の救急業務	日額 7,500 円
		児童、生徒に対する緊急の補導業務	日額 7,500 円
		修学旅行、林間学校等の行事において児童、生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を要するもの	日額 5,100 円
		対外運動競技等引率(宿泊を要するもの又は週休日、休日等に行うもの)	
		部活動等指導（週休日等又はこれら以外の相当日に行うもの）	日額 2,700 円 （3 時間程度以上であるもの）
		入学試験の監督等の業務で、週休日等に行うもの	日額 900 円
教育業務連絡 指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち教育委員会が定める主任等	教務主任、学年主任、校務主任等の業務に従事した場合	日額 200 円
警察業務手当	警察職員（私服勤務員）	犯罪の予防、捜査その他の業務	日額 560 円
	警察職員	交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締り又は警らの業務	日額 560 円
		交通取締用自動車(自二除く)又は無線自動車に乗車して行う交通取締り又は警らの業務	日額 420 円
		交通のふくそうする地域における交通の整理及び取締りの業務	日額 310 円 （高速道路で行われる場合 460 円）
	警察本部刑事部捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所勤務職員又は警察署の犯罪鑑識の業務に従事する職員	指紋、手口、写真等を利用して行う犯罪鑑識の業務	日額 280 円 （犯罪現場で行われる場合 560 円）
	総務部留置管理課、警察署、警察本部各部の職員	留置施設等において行う看守若しくは保護の業務又は被疑者を護送する業務	日額 290 円
	地域警察官	警らの業務（パトカー使用、交通捜査業務除く）	日額 340 円
	警察本部交通部交通捜査課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署交通課、地域交通課	交通捜査業務	一般道：日額 560 円 （夜間の場合 840 円） 高速道：日額 840 円 （夜間の場合 1,260 円）
	警察職員	皇族等の警衛又は内閣総理大臣等の警護の業務（管理職手当受給者を除く）	天皇、首相等：日額 1,150 円 その他：日額 640 円
		核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備の業務	日額 640 円
		海外における犯罪捜査に関する情報収集業務(管理職手当受給者除く)	日額 1,100 円

		夜間の緊急呼出により公署を離れて行う犯罪の予防、捜査その他の業務（管理職手当受給者除く）	1回1,240円 （加算）
		防弾装備を装着し、武器を携帯して行う銃器又はクロスボウ使用犯罪現場等での業務（管理職手当受給者除く）	日額260～1,080円 （加算）
		遠隔地にある離島の周辺の海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の業務	日額1,100円 （夜間の場合1,650円）
航空手当	航空法に規定する技能証明を有する警察職員	ヘリコプターの操縦	時間3,600円 （公安職給料表5級以上の者5,100円）
		ヘリコプターの整備	時間2,200円
	防災安全局消防保安課の職員又は警察職員	防災の活動、警戒の作業等のためにヘリコプターに搭乗して行う作業	時間1,490円
		気象条件、地形障害等により運航が危険と認められる場合等	時間400～500円 （加算）
		飛行中のヘリコプターから降下した場合	日額870円 （加算）
国際緊急 援助手当	警察職員	国際緊急援助隊として同援助活動の業務に海外の地域において従事した場合	日額4,000円 （心身に著しい負担を与える業務6,000円又は8,000円）